

平成21年度税制改正に関する意見

平成20年9月

社団法人 日本鉄鋼連盟

会長 宗岡正二

平成21年度税制改正に関する意見

わが国経済は、世界経済が減速するなかで、エネルギー・資源価格の高騰に見舞われ、景気はここに来て停滞色を強めている。わが国企業は、これまで血の滲むような懸命なリストラ努力により、強靱な体質へ強化を図ってきたところであり、こうした時期においては、企業の成長力の強化により、経済を活性化して、成長軌道に乗せることが取り組むべき先決の課題である。

グローバル経済は否応なく、深化しており、その潮流は益々加速化されている。激化する国際競争のなかで、諸外国では法人税率の更なる引下げに踏み切っており、わが国企業は、外国企業に比べ、所得課税、資産課税のいずれにおいても競争上、著しく不利な条件下に置かれており、もはや放置できない状況にある。

一方、国および地方自治体とも巨額の債務残高を抱えているなか、今後、少子・高齢化の急激な進展による社会保障費の増大は避けられず、財政の健全化が喫緊の課題となっている。財政再建に向けた歳入歳出一体改革の取り組みとして、まず歳出削減を果敢に実行し、その上で、安定的な財源である消費税の拡充を含む税制抜本改革を早期に断行すべきである。もはや将来世代へ負担を先送りすべきでなく、活力のある安心で持続可能な経済社会の実現のため、改革は待ったなしの時期に来ている。

こうした観点を踏まえ、平成21年度の税制改正においては、持続的な成長に向けその原動力となる企業の活力の強化を求め、以下を要望するものである。

<重点要望事項>

○法人実効税率の引下げ

近年、鉄鋼業では世界的な再編が急激に進み、わが国の生産量と同規模の生産能力を有する超巨大鉄鋼企業が出現し、中国、韓国等アジア地域の鉄鋼企業も積極的な規模拡大を図り、将来の勝ち残りを賭けたグローバルな競争は激しさを増している。

こうした状況下、諸外国においては法人実効税率の引下げが加速する一方、わが国の法人実効税率は約40%と世界で最も高い水準にあり、鉄鋼をはじめとするわが国企業にとって、所得課税面で著しく不利な状況となっており、国際競争力の観点からもはや看過しがたい格差が生じている。このため、法人実効税率については、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準(20%台)も踏まえ、少なくとも欧州並みの30%程度への引下げが早急に実施されるべきであり、税制抜本改革のパッケージのなかでかかる引下げに向けた道筋を明確に示すべきである。

○「環境税」の導入反対

日本鉄鋼業は、自ら目標を掲げ、設備投資や技術開発に巨額の費用を投じながら省エネルギー対策に積極的な取り組みを進めてきた。

今後も引き続き、製造現場を中心とした環境負荷軽減に取り組むとともに、中長期的には高炉ガスからのCO₂分離回収技術やコークス炉ガス改質水素による鉄鉱石の還元技術等の革新的技術開発への取り組みにも努める方針である。

また、官民が協力してCO₂削減を推進する地域間協力であるアジア太平洋パートナーシップ (APP) やIISI (国際鉄鋼協会) において、全ての主要排出国の参加や衡平性の確保を可能とし、炭素リーケージの生じない新たな取り組みであるセクトラルアプローチの一層の推進を通じて地球規模での温暖化防止対策に積極的に取り組んでいる。

こうしたなか、わが国の主要な貿易競争相手国は、京都議定書による削減義務を負わない国であることから、環境税や経済統制的な施策の導入により、わが国産業の国際競争力の喪失、ひいては国内雇用への重大な影響が懸念される。

更に、世界最高水準のエネルギー効率を達成したわが国産業界に過大な負担を強いることは、省エネルギーの進展したわが国での生産が減少し、税負担や規制のない近隣諸国等での生産増加につながり、地球規模の温暖化防止にかえって逆効果である。

京都議定書目標達成計画では、「環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である」としており、現時点において具体的な検討及び国民、事業者への説明が何ら行われていないなかで、環境税や経済統制的な施策を導入することは、議論の前提を欠いている。

すべての主体による地道で持続的な取り組みを行うことこそが地球温暖化問題の解決策であり、環境税の導入には断固反対する。

○固定資産税の負担軽減

(1) 償却資産に対する固定資産税課税の撤廃

償却資産を課税客体とするケースは国際的に見て極めて例外的であり、グローバル市場で過酷な競争に晒されている企業にとって、海外企業とのイコールフットINGの観点から大きな問題を有している。また、地方自治体の行政サービスにおいて、社会保障関係費の割合が非常に高まっているなかで応益と税負担の関係、設備により生み出されるフロー所得との二重課税の問題、さらには課税が特定の設備型産業に偏重するといった税の公平性の観点等からみても、償却資産に対する固定資産課税は問題があり、本来は撤廃されるべきものである。

なお、地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難な場合は、少なくとも、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時撤廃すべきである。

(2) 非住宅用地の固定資産税負担の適正化・均衡化の早期実現 (負担水準上限 60%の実現)

わが国企業にとって、土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力、ひいては経済の活性化を著しく阻害している。売上高に占める土地保有課税比率でみた場合、わが国鉄鋼企業は海外鉄鋼企業の数倍もの高負担となり、国際競争上、不利な立場に置かれている。制度面についてみると、負担水準 60%未満の土地については平成 18 年度改正において引上げ措置の加速化が講じられており、一方、負担水準 60%以上の土地を対象とする条例減額制度は、平成 16 年度の制度導入以来ほぼ全く制度として機能していない。

こうした状況を踏まえ、平成 21 年度評価替えの機会を捉え、負担水準 60%以上の土地について、地方税法での全国一律の措置として負担水準上限を 60%へ速やかに引下げるべきである。

○国際課税の改善

(1) 外国税額控除制度の適正化 (海外子会社からの受取配当金益金不算入制度の創設等)

経済活動のグローバル化に伴い、わが国企業の海外事業展開が拡大しており、国際的二重課税の排除のため国際課税制度は重要性を増している。海外子会社からの資金還流の制約を取り除き、事務負担軽減にも資するよう制度改革が求められており、かかる観点より、現行の外国税額控除制度における間接税額控除に代えて、海外子会社からの配当に係る益金不算入制度を創設すべきである。制度変更の際には、企業の経営面での影響を考慮し、経過措置の手当てを含め、実効性ある制度として構築が望まれる。

また、外国税額控除制度(直接税額控除)について、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長(現行3年→7年)に加えて、控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分についての損金算入等が認められるべきである。

(2) 移転価格税制の適正化 (二重課税排除の徹底)

移転価格税制については、実態を踏まえた制度運用とそれを明確化するための事務運営要領の整備が図られるべきであり、企業にとって予期せぬ二重課税負担が生じないよう制度面、運用面でなお一層の取り組みが必要である。具体的には、無形資産や役務提供等の取扱いについて、国際的な執行状況を考慮した適正化・明確化が図られるべきであり、更には、二重課税が発生した場合の二国間の相互協議について、一層の迅速な処理が求められるところである。

＜その他の要望事項＞

(1) 石油石炭税における「鉄鋼の製造に使用する石炭」の恒久免税化

鉄鋼の製造に使用する石炭については、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼製造用の原料炭に課税する例はみられない。厳しい国際競争に晒されているわが国鉄鋼企業にとって、所得課税・資産課税での極めて不利な状況に加え、さらに鉄鋼製造用の石炭に課税となれば、国際競争力は著しく損なわれることは必至であり、諸外国と同様の免税となるよう恒久的な措置を図るべきである。

(2) 特定の事業用資産の買換え特例(17号)の延長

特定資産の買換え特例制度は、企業が事業再構築を図り、戦略的投資を実施する際に、それを支援する制度としてこれまで多くの企業で活用されてきた。企業がゴーイングコンサーンとして事業環境の変化に対応し継続的に事業を行う上で、資産の取得、譲渡は一定の期間で繰り返されるものであり、資産の有効活用に資する本措置の継続は必要不可欠である。なかでも本年末で期限切れを迎える「17号買換え」は大企業、中小企業を問わず広範に利用されている制度であり、同措置を延長すべきである。

(3) 配当課税の適正化

わが国法人税制においては、法人が受け取る配当について、持分の割合等によって益金不算入割合が制限され、また受取配当から負債利子が控除される等、諸外国に比べ二重課税排除の仕組みが歪められている。わが国企業が競争力強化に向けた事業再編に取り組むなか、法人間の配当課税については、二重課税排除の観点から全額益金不算入の原則を徹底するよう速やかに見直すべきである。

(4) 連結納税制度の改善

わが国企業は変化する事業環境に対応するため、グループ連結経営の強化、事業再編を進めている。こうしたなか、連結納税制度の役割は従来以上に高まっているが、企業において現行制度は未だ十分に活用されていない状況にある。連結納税制度の利用を妨げている諸措置(子会社の連結前欠損金の持込み制限、連結法人間での寄付金の全額損金不算入、導入・加入時の時価評価、事業税資本割における資本等の圧縮措置等)について早急に見直し、撤廃すべきである。

(5) 企業年金税制の見直し

少子高齢化が急速に進展するなかで、公的年金の給付水準は低下していく傾向にある。公的年金制度を補完するものとして、自助努力に基づく企業年金制度の役割の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度に

対する税制面での適正な措置が図られるべきである。

①特別法人税の撤廃

年金税制の基本原則は拠出時・運用時非課税、給付時課税である。年金資産に対して課税する特別法人税は撤廃すべきである。

②確定拠出年金の拠出限度額の撤廃

確定拠出年金の非課税拠出限度額については、極めて低い水準に抑えられているが、既存の退職給付制度からの移行を一層進める観点から、企業拠出型については拠出限度額を撤廃すべきである。

(6) 合同会社に対する構成員（パススルー）課税の導入

「合同会社」は会社法による新たな法人形態として創設されたものである。米国では、これと類似した組織形態である LLC (Limited Liability Company) が共同事業の展開に活用され、米国税制においては出資者段階での課税の選択も可能となっている。わが国においても合同会社について、日本版 LLC としての役割を果たし、企業が迅速に活用できるようパススルー課税の適用を検討すべきである。

(7) 地方自治体の独自課税の過度な法人依存の見直し

地方自治体における地方税財政改革に伴う課税自主権の拡大・強化の動きのなかで、企業に重課させる傾向が今後、益々強まることが懸念される。当該地域の住民を含めた納税者の受益と負担の合意のもと導入されるべき「法定外税」や「超過課税」について、現状、その大半が企業に負担を求めるものとなっており、選挙権のない法人に偏った安易な課税は容認できない。

(8) その他

- ・ 公害防止用設備の特別償却制度の適用期限の延長
- ・ 産業活力再生特別措置法関連税制措置の延長・拡充
(事業革新設備の特別償却等の適用期限の延長、資源高対応の設備投資・事業再編等を支援する税制措置の創設)
- ・ 法人の長期保有土地の譲渡益追加課税の廃止
- ・ 日本貿易保険の特殊会社化に伴う法人税等の非課税措置
- ・ 鉱工業技術研究組合に係る課税の特例措置の適用期限の延長等
- ・ 税務執行体制の整備 (納税者番号制度の導入)
- ・ 企業実務に配慮した税制の整備 (会計基準改定に伴う税制対応)

以 上